

令和7年度第1回簡易水道事業経営審議会 会議録

1 日 時 令和7年7月11日（金）13：30～14：30

2 場 所 会津若松市役所5－2会議室

3 出席者 委員6名（委員8名のうち2名欠席）
事務局：健康福祉部長、副部長、副部長兼健康増進課長、
健康増進課職員3名
（オブザーバー：上下水道局副局長兼経営企画課長）

4 委嘱状交付

5 会 議

(1)市長あいさつ

(2)会長・副会長選出

- ・条例第5条第1項に基づき、委員による互選の結果、会長：小檜山昭一委員、副会長：鈴木衛委員とすることで決定。

(3)協議事項

①令和7年度事業計画について

- ・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

委員：IoT流量計設置による流量監視において、水質確認も可能か。

事務局：あくまで実際の使用水量の確認が主であり、水質確認まではできない。昨年、西田面地区で塩素過剰投与があったが、人的操作誤りが原因であり、以後再発防止に努めている。水質については、元々きれいな湧水を水源としているため、現状としては全く問題ないという認識でいる。

②令和7年度予算概要について

- ・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行った（質疑なし）。

③簡易水道事業にかかる経営戦略及び料金の見直しについて

- ・事務局（副部長兼健康増進課長）より資料説明を行い、質疑応答を行った。

【質疑応答】

委員：物価や原価高騰等もあり値上げは仕方がないが、見直し案により現在の上水道料金まで値上げをしたとしても、赤字（給水に要する費用を給水収益で賄うことができない）のままなのか。

事務局：料金値上げにより給水収益は上がるものの、今後の事業投資も考慮する

と経常費用も上がることから、料金回収率はそれほど変わらず、当然のことながら一般財源からの繰入ありきの運営は継続するものとする。

- 委員 : 料金改定案を見ると、40mm 口径の値上げが著しい。
料金体系を用途別からメーター口径別に変更する理由や基準は何か。
- 事務局 : 実際に 40mm 口径の契約は湊学園前期課程（旧湊小）のみであり、教育委員会担当部局へは説明済。25mm 口径も法人契約のみだが、20mm 口径には一般家庭もある。
口径別料金とするのは、市の上水道料金の体系と合わせるため。
料金については、簡易水道事業における給水原価までの値上げは現実的ではないことから、上水道料金までの値上げとしたことで、結果して上水道料金体系と料金単価も全て同じになるもの。
- 委員 : 上水道料金までの値上げは、物価高騰の側面と、市営水道事業の公平性という側面から理解できるものではあるが、上水道事業並みの安定した飲料水の提供をお願いしたいし、その旨を住民に対して旨説明してもらえないと理解を求めることができないのではないかな。
- 事務局 : 令和 5 年度の調査において、現在の西田面の水源水量で共和地区統合が可能という結果が出ているが、今年度の IoT 流量計設置にて下馬渡地区と西田面地区の実際使用している水量を把握することで、統合後の十分な水量の配水池を設置するなど、安定した飲料水供給に配慮している。
- 委員 : 共和地区統合の予定時期はいつか。
- 事務局 : 共和地区統合に向けては、民営の上馬渡地区の市営化も含め諸々精査中であり、正式決定となるまでは明言できない状況。工事費用も億単位となり、供用開始（完了）までは長期間を要する。
- 委員 : 共和地区統合は、上馬渡地区が整理されるまで待つということなのか。
- 事務局 : 地区からは市営化要望も出されており、概ね合意に至っているものの、市が引き受けることになる水道施設及び管路等の測量等は今後行うことになるため、そのための時間は要することになる。
- 委員 : 資料 p.4 の(2)①3)料金改定方針において、「供用開始以降、料金改定には着手しておらず」とあるが、「メーター設置による料金徴収開始以降、・・・」が正しいのでは。
- 事務局 : 訂正する。
- 委員 : 共和地区統合の際は、西田面地区の配水池を拡大して対応するようだが、現在の配水池からオーバーフローした水は、地域で生産された野菜等を洗ったり、冬季間の消雪に使用したり、西田面地区の住民生活に欠かせない存在となっているため、利用できなくなると非常に困る。
- 事務局 : 配水池のオーバーフローの水については調査を行い、用途等確認する。

(4)その他
特になし

6 閉 会